

令和7年度 県外医師・看護職員確保推進及び情報発信業務委託仕様書

1 目的

本業務は、県内医療機関で活躍する医師・看護職員のPR動画等を制作し、「三重メディアナビ」への掲載を含めた情報発信を行うことで、本県で勤務することの魅力を発信し、県外医師・看護職員の確保及び県外転出・離職防止を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和7年度 県外医師・看護職員確保推進及び情報発信業務

3 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 県内医療機関で活躍する医師・看護職員のPR動画等の制作

①取材の実施（企画・構成・撮影・調整等）

②制作・編集作業

(2) PR動画等を活用した情報発信

①三重で働く医師・看護職員応援サイト「三重メディアナビ」への掲載

②受託者が保有する登録会員及び連絡ネットワークを活用した情報発信の実施

(3) 報告書の作成

※ 各業務内容の詳細は、仕様書（詳細）を参照すること。

5 参考スケジュール

令和7年	7月	・事業者選定、契約書の締結
	8月	・動画、取材内容の検討、確定
	9月	・取材実施、編集作業
	10月	・動画、レポート記事の完成 ・制作物の公開（三重メディアナビ等への掲載） ・情報発信（以降、契約日末まで実施）
令和8年	3月	・報告書完成

6 委託業務の実施条件等

(1) 業務の遂行に当たっては、県に定期的に進捗状況を報告するなどにより、十分な連絡を保ち、必要な調査・分析等を行うこと。

- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、作業内容、作業工程をまとめた作業計画書を作成し、県の確認を受けること。
- (3) 県と受託者との打ち合わせの後は、その議事録（概要）を提出すること。
- (4) 業務の遂行に関し、県外医師・看護職員確保に関する知識、技術、情報収集力、分析力を有するスタッフ及び情報発信ノウハウを有するスタッフを配置すること。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

9 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意すること。

10 その他

- (1) 本業務について必要な資料は、別途調整のうえ決定する。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務の細目を決定するものとする。